

兵庫県公立大学法人副学長の給与及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人が設置する大学の副学長（理事である副学長を除く。以下「副学長」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副学長の給与)

第2条 副学長の給与は、給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とする。

(給与の支給日)

第3条 給与の支給日は、兵庫県公立大学法人役員の報酬及び旅費に関する規程（平成25年法人兵庫立大学規程第44号。以下「役員報酬等規程」という。）第3条の規定の例による。

(給料)

第4条 副学長の給料月額は、716,000円から908,000円までの範囲内で理事長が定める。

(手当等)

第5条 地域手当、通勤手当及び単身赴任手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、役員報酬等規程の適用を受ける常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する副学長に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した副学長についても、同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第32条第2項に掲げる在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した副学長にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において副学長が受けるべき給料及び地域手当（以下「給料等」という。）の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び当該給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

- 4 第2項に規定する在職期間には、次の各号の在職期間を含むものとする。
- (1) 役員から引き続き副学長となった場合におけるその者の役員としての在職期間
- 5 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、常勤役員にかかる賞与の支給の例による。

(給与の支払方法)

- 第7条** 新たに副学長となった者には、その日から給料等を支給する。
- 2 副学長が退職した場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。
- 3 副学長が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、常勤役員の例による。

第8条 副学長の給与は、当該副学長の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき副学長の給与から控除すべき金額がある場合には、その副学長に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費)

第10条 副学長が法人の業務により旅行するときは、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第11条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空機、車賃、旅行諸費、宿泊費、食事料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び死亡手当とする。

(準用)

第12条 副学長の給与及び旅費の支給に関し、この規程に定めがない事項については、常勤役員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

- 2 当分の間、副学長の給料月額は第4条に規定する額から、これらの額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(賞与額の特例)

- 3 当分の間、副学長の賞与の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項から第4項までの規定に基づいて支給されるべき賞与の額から、これらの額に100分の1を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成28年2月3日改正）

(施行期日)

この規程は、平成28年2月3日から施行する。ただし、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日改正）

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日改正）

(施行期日)

この規程は、平成28年12月16日から施行する。ただし、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日改正）

(施行期日)

この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月14日改正）

(施行期日)

この規程は、平成30年12月14日から施行する。ただし、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の第 2 項については、令和 2 年 11 月 30 日から適用する。

（期末手当の特例）

- 2 令和 2 年 12 月に支給する役員の期末手当に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 165」とする。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の第 2 項については、令和 3 年 11 月 30 日から適用する。

（期末手当の特例）

- 2 令和 3 年 12 月に支給する副学長の期末手当に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 157.5」とする。

附 則（令和 4 年 12 月 22 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 22 日改正）

（施行期日）

この改正は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日改正）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日改正）

（施行期日）

この改正は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。